阪神水道企業団総合評価方式実施要綱の一部を改正する要綱

阪神水道企業団総合評価方式実施要綱（平成30年５月16日制定）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（学識経験者の意見聴取） 第６条　省略 ２から３まで　省略 ４　あらかじめ学識経験者の意見聴取により定められた落札者決定基準及び入札説明書を使用する場合は、個別の学識経験者の意見聴取は省略することができるものとする。ただし、落札者決定基準を変更する場合には、新たに学識経験者の意見聴取を行い、総合評価審査委員会にて審査及び変更を行うものとする。	（学識経験者の意見聴取） 第６条　省略 ２から３まで　省略 ４　手引きに定める「施工能力評価型」で行う場合は、あらかじめ学識経験者の意見聴取により定められた落札者決定基準及び入札説明書を使用するものとし、個別の学識経験者の意見聴取は省略することができるものとする。ただし、落札者決定基準、入札説明書の評価項目及び加算点を変更する場合には、新たに学識経験者の意見聴取を行い、総合評価審査委員会にて審査及び変更を行うものとする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この要綱は、令和４年７月25日から施行する。

阪神水道企業団総合評価方式実施に伴う低入札価格調査手続要綱の一部を改正する要綱

阪神水道企業団総合評価方式実施に伴う低入札価格調査手続要綱（平成30年５月14日制定）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（調査基準価格） 第４条　調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の97、共通仮設費の額に100分の90、現場管理費の額に100分の90、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の87.5を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 ２　省略 （失格基準価格） 第５条　失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の90、共通仮設費の額に100分の70、現場管理費の額に100分の90、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の85を乗じて得た額の合算額とする。ただし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。	（調査基準価格） 第４条　調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の95、共通仮設費の額に100分の90、現場管理費の額に100分の80、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の87.5を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 ２　省略 （失格基準価格） 第５条　失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の85、共通仮設費の額に100分の70、現場管理費の額に100分の70、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の85を乗じて得た額の合算額とする。ただし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この要綱は、令和４年７月25日から施行する。

阪神水道企業団総合評価方式の手引き(令和４年制定)の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
(P.6) ６　総合評価審査委員会 　地方自治法施行令第167条の10の２及び同施行規則第12条の４によると、総合評価方式の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。また、落札者を決定するときに改めて意見聴取の必要があるとされた場合には、改めて意見を聴かなければならない。 　このため、企業団では学識経験者の意見を聴く場として、総合評価審査委員会を設置することとしている。 　また、技術提案及び施工計画評価型の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするとき以外に、提出された技術資料を評価しようとするときにも必要に応じ、２人以上の学識経験者の意見を聴くことができる。 　なお、意見聴取にあたっては、総合評価審査委員会を開催する方式に代えて、個別の案件ごとに専門業種の学識経験者に出張する方式、電話若しくは電子メール等で意見聴取を行う場合がある。	(P.6) ６　総合評価審査委員会 　地方自治法施行令第167条の10の２及び同施行規則第12条の３によると、総合評価方式の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。 　また、落札者を決定するときに改めて意見聴取の必要があるとされた場合には、改めて意見を聴くこととされている。 　このため、企業団では学識経験者の意見を聴く場として、総合評価審査委員会を設置することとしている。 　また、技術提案及び施工計画評価型の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするとき以外に、原則として、提出された技術資料の評価についても意見を聴くこととしている。 　なお、意見聴取にあたっては、総合評価審査委員会を開催する方式に代えて、個別の案件ごとに専門業種の学識経験者に出張する方式、電話若しくは電子メール等で意見聴取を行う場合がある。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附則

この手引きは、令和４年７月25日から施行する。